

トキめき新潟国体村上市売店設置要項

1 目的

この要項は、村上市で開催されるトキめき新潟国体（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員その他大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、郷土の物産を広く紹介するため、競技会場等に設置する売店の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び期間は、別に定める。

3 販売品目

売店において販売する場合は、第1項の目的を達成するにふさわしいもので、次に掲げる範囲とする。

(1) 食品類

容器包装等により衛生的な措置がとられかつ食品衛生関係法令等に基づく適正な表示がなされているものとする。

(2) 土産品類

包装・内容・品質等において、郷土の土産品としてふさわしいものに限る。

(3) その他

スポーツ用品・国体記念品・写真材料・その他大会参加者等の便宜を図る上で、必要と認められるもの。

4 出店場所及び設置基準

(1) 各売店の出店場所

トキめき新潟国体村上市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が各競技会場毎に指定する場所とする。

(2) 1店舗あたりの面積

屋 内	原則、3.6×2.3m（長机 横2台分）
屋 外	原則、2.0×3.0間（テント1張り分）

(3) 食品取扱売店基準

- ① 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。
- ② 廃棄物容器等は、蓋付耐水性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。
- ③ その他、食品衛生関連法令等に、規定する設置基準に適合していること。

(4) その他

取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じて陳列設備を備えること。

5 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項を基準として審査した後、適当と認められた者を選定する。なお、第3項に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する組合等の団体から出店希望がある場合にはこの限りではない。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、原則として市内に店舗・事務所を有し、1年以上の営業を継続しており、信頼できる者であること。
- (2) 食品衛生関係法令等の基準により、許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けている者であること。
- (3) 関係法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていない者であること。

6 出店申請

出店希望者は、売店設置申請書等(様式第1～3号)を、実行委員会が定める日までに提出すること。

7 出店許可証の交付

実行委員会は、申請内容を審査し適当であると認めた者について、売店出店許可証(様式第4号)及び駐車許可証を申請者に交付する。

8 村上保健所の許可及び衛生管理

取扱商品のうち、食品衛生関係法令により村上保健所の許可または届け出を必要とする出店者は、実行委員会に売店設置申請書を提出するとともに実行委員会の指示により、ただちに村上保健所の許可を受け、その許可書等の写しを実行委員会に提出すること。また、当該村上保健所の指導に従い、衛生管理に万全を期すること。

9 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回し、売店の管理運営に関する事項を監督する。

10 売店責任者

出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、次の事項に留意の上、現場に駐在させること。

- (1) 売店責任者は実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営について指導監督し、販売等が適正に行われるよう努めなければならない。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行うものとし、環境美化に努めること。

1 1 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。または、売店の管理運営を従業員以外のものに委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された売店以外での立売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、土産品と認めたものはこの限りではない。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (7) 拡声器・音響機器類を使用すること。
- (8) その他、競技会（大会）運営に支障をきたすような行為をすること。

1 2 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店出店許可証を店頭の見やすいところに掲示すること。
- (2) 使用する車両には、別途交付する駐車許可証を全面の見やすい位置に掲示すること。
なお、原則として使用車両は1店舗1台とする。
- (3) 服装は清潔なものを着用すること。
- (4) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧を心がけること。
- (5) 販売品等の搬入・陳列・搬出及び販売は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 売店の装飾は、売店等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (7) 販売品には、販売価格を表示する等、適切な表示を行うこと。
- (8) 食品類を販売する場合は、早めに飲食するよう呼び掛ける看板等を設置すること。
- (9) 施設管理者及び売店監督員の指示に従うこと。

1 3 経費の負担

売店の設置に要する経費の一部は、出店者負担とする。

屋内	市内に店舗・事務所を有する者	1箇所	2,500円
	上記以外の者	1箇所	5,000円
屋外	市内に店舗・事務所を有する者	1テント	5,000円
	上記以外の者	1テント	10,000円

※トキメキ新潟国体村上市実行委員会会長が特に認める場合、経費の全部又は一部を免除することができる。

1 4 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店許可を取消すことがある。

- (1) 出店者がこの要項及び食品衛生関係法令等に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不適格と認めたとき。
- (3) 出店者の責に期する理由により、出店見込みがないと認められたとき。

1 5 管理責任

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難及びその他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責任を負わない。

1 6 事故等の処理

売店において事故等が発生したときは、売店責任者はただちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い事故処理にあたるものとする。

1 7 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

1 8 原状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の商品等を搬出し、原状に復して実行委員会の検査を受けなければならない。

1 9 業務の委託

実行委員会は、各売店の円滑な運営を図るため、出店者の選定及び管理運営等の業務を公共的団体等へ委託できるものとする。なお、業務委託を受けた団体等は出店選定業者名簿等を実行委員会へ提出するものとする。

2 0 その他

この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。